

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9991 ）
処分課（担当）名	大阪市保健所生活衛生監視事務所
処分の名称	食品関係施設の営業許可
概 要	食品衛生法では、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業を政令で定め、その業を一般人が行うことを禁止し、許可を受けた者に対してだけその禁止を解除しています。許可を必要とする営業は34業種あり、業種ごとに施設の基準が定められています。これらの業種を営業するには、営業する施設に対して業種ごとに市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	食品衛生法第51条 食品衛生法第52条 食品衛生法施行令第35条 食品衛生法施行規則第67条 大阪府食品衛生法施行条例 ( <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000575.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000575.html</a> ) 大阪市食品衛生法施行条例 ( <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/cmsfiles/contents/0000306/306571/jyourei.pdf">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/cmsfiles/contents/0000306/306571/jyourei.pdf</a> ) 大阪市食品衛生法施行細則 自動販売機による食品営業指導要綱 } 健康局健康推進部生活衛生課、 大阪市自動車による食品営業取扱要綱 } 大阪市保健所食品衛生監視課、 大阪市露店による食品営業取扱要綱 } 大阪市保健所生活衛生監視事務所 窓口に設置
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を与えない場合がある。</li> <li>1 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</li> <li>2 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者</li> <li>3 法人であつて、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設（建造物をいう。）を設けて食品衛生法施行令第35条に定める営業許可を受けるためには、以下の施設基準に適合すること。</li> <li>大阪府食品衛生法施行条例第4条に基づく別表第2の共通基準に適合するとともに業種別基準に適合すること。 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000575.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000575.html</a></li> <li>なお、自動販売機については、自動販売機による食品営業指導要綱、自動車については、大阪市自動車による食品営業指導要綱、露店については、大阪市露店による食品営業指導要綱に定めた施設基準に適合すること。</li> <li>また、水の自動販売機については、自動販売機による食品営業指導要綱に定めた施設基準に適合するとともに、「水の量り売りを行う自動販売機の衛生確保について」（平成15年11月19日付け食安基発第1119001号・食安監発第1119001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査・監視安全課長連名通知）の別添「水の自動販売機に関する衛生指導要領」の「3 構造機能に関する事項」の（イ）、（ロ）、（ハ）にも適合すること。</li> </ul>
標準処理期間	15日（ただし、閉庁日は除く）
経由日数	なし
提出先	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
提出時期	随時
提出方法	営業許可申請書、添付書類、提示書類及び手数料を許可を受ける施設の所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所へ提出してください。 提出書類等 <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000004299.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000004299.html</a>
手数料	申請の種類によって異なります。詳しくは下記のホームページをご覧ください。
相談窓口	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000004299.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000004299.html</a>
備 考	申請書等のダウンロード <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000005881.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000005881.html</a>